行政不服審査制度について

1 行政不服審査法の改正について

行政不服審査制度は、簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的に、昭和37年に制定され、国や地方公共団体に幅広く適用される処分に関する一般法として運用されてきました。

しかし、これまで国民意識の変化、行政手続法の制定や行政事件訴訟法の改正など、関連法制度が整備されてきたこともあり、平成26年6月に<u>①公正性の向上</u>、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、約50年ぶりに全部改正されたもので、平成28年4月1日から施行されました。改正された行政不服審査法の概要は次のとおりです。

【改正された行政不服審査法の概要】

- ◆異議申立てを原則廃止し、審査請求に一本化
- ◆審査請求期間が60日間から3か月間に変更
- ◆原処分に関与していない審査庁の職員が審理手続を行う審理員制度の導入
- ◆第三者の立場から、審査庁の裁決の判断の妥当性等をチェックする第三者機関への 諮問手続を導入 など

これを受け、本市では、各種様式等の改正、審理員名簿の作成等、新たな不服申立て手続の準備を進めるとともに、「行政不服審査会条例」を定め、地方自治法の附属機関として「旭川市行政不服審査会」を設置しました。

2 裁決までの流れ

(1)審理手続について

審査請求の審理に当たり、審理の公正性・透明性の向上等のため、処分に関する手続に関与していない等の要件を満たす審理員が審理手続を行い、審査庁に対して審理員 意見書を提出します。

意見書では、事案の概要、審理関係人の主張等を整理し、当該事件の争点等を明示するほか、審査庁がすべき裁決の主文及び理由をまとめます。

【審理員について】

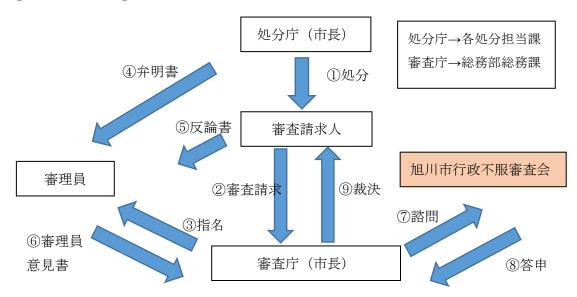
行政不服審査法では、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めることとして おり(法第17条)、本市では、各部局の庶務事務を分掌する課の長としています。な お、審理員が行う事務を補助する者として総務課の職員が行うものとしています。

(2) 旭川市行政不服審査会について

審理員意見書を受け取った審査庁では、裁決の内容や考え方を整理しますが、その内容の妥当性について第三者の立場からチェックするために、審査庁に対して行政不服審査会への諮問を義務づけています(法第43条第1項)

諮問を受けた旭川市行政不服審査会では,審査庁の裁決に対する考え方が妥当かど うか等について確認し,審査庁に答申します。

【裁決までの流れ】



【他町等の行政不服審査会事務について】

旭川市行政不服審査会では、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、大雪浄化組合及び愛別町外3町塵芥処理組合から地方自治法に基づく行政不服審査会事務の委託を受けていますので、他町等で審査請求があれば、本審査会で答申を行うことになります。

3 旭川市行政不服審査会における調査審議

(1) 具体的な調査審議のイメージ

別紙「旭川市行政不服審査会の審議の流れ」に記載しています。

このイメージでは、1つの審査請求に対し、2回の開催で答申を決定することとしていますが、場合によっては1回目で答申を決定します。

審査会の具体的な調査審議では、事案の概要、審理員の審理手続の経過説明等のほか、 審査庁の裁決に対する考え方について事務局から説明した上で、

- ① 第三者機関への諮問を要しない場合、審議を要しない場合に該当しないか
- ② 法に定める調査を実施する必要があるか

③ 審理員が行った審理手続が適正かどうか

④ 審査庁の裁決に対する考え方が妥当かどうかについて、確認を行います。

あらかじめ答申案を事務局からお示しし、これまでの議論を踏まえた上で必要な修正を加え、内容を確定させることとします。1回目で答申が確定しない場合には次回確認することとします。

答申書の記載事項は次のとおりです。

- ① 審査会の結論
- ② 審査請求に至る経過
- ③ 審理関係人の主張の要旨
- ④ 審理員意見書の要旨
- ⑤ 調査審議の経過
- ⑥ 審査会の判断の理由

なお、**審査請求人、審査庁及び参加人(以下「審査関係人」という。)には、意見陳 述申立ての権利が認められております。** 審査関係人から意見陳述申立てがあった場合には、その必要性を直近の審査会で検討し、不要と認める場合を除き実施することとなります。

(2) 行政不服審査会への諮問(審議) が不要な場合

審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、原則として、第三者機関へ諮問しなければなりませんが、次の場合には諮問(審議)が不要とされています(法第43条第1項)。

- ① 事前手続又は事後手続のいずれかにおいて、他の法律等の規定に基づく議を経ている場合
- ② 法第46条第3項又は法第49条第4項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合
- ③ 審査請求人が諮問を希望しない場合
- ④ 第三者機関が諮問を不要と認める場合
- ⑤ 審査請求が不適法であり、却下する場合
- ⑥ 処分(申請拒否処分を除きます。)に係る審査請求を全部認容する場合
- ⑦ 申請拒否処分又は不作為に係る審査請求を全部認容する場合で,一定の措置を とることとする場合

(3) 旭川市行政不服審査会の機能

行政不服審査法に規定する行政不服審査会の権限は次のとおりです。必要な場合に 権限を行使することとなります。

① 行政不服審査会の調査権限(法第74条)

- ア 審査関係人に対して、主張書面の提出を求めること
- イ 審査関係人に対して、資料の提出を求めること
- ウ 適当と認める者(参加人)にその知っている事実の陳述を求めること
- エ 適当と認める者(鑑定人)に鑑定を求めること
- オ その他必要な調査をすること
- ② 意見陳述機会の付与(法第75条第1項)
 - ア 審査関係人の申立てにより、審査関係人に意見陳述機会を付与すること
- ③ 被補佐人との出頭の許可(法第75条第2項)
 - ア 審査請求人に被補佐人との出頭を許可すること
 - イ 参加人に被補佐人との出頭を許可すること
- ④ 委員による調査手続(法第77条)
 - ア 指名する委員に①の調査をさせること
 - イ 指名する委員に②の意見陳述を聴かせること
- ⑤ 提出資料の閲覧等(法第78条第1項)
 - ア 審査関係人に主張書面の閲覧を認めること
 - イ 審査関係人に資料の閲覧を認めること
 - ウ 審査関係人に主張書面の写しの交付を認めること
 - エ 審査関係人に資料の写しの交付を認めること
 - オ 審査関係人に電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を認めること
 - ※ア〜オのいずれも提出人の意見聴取が必要です(法律第78条第2項)。
 - ※閲覧については、日時及び場所を指定することができます(法第78条第3項)。

(4) 審理員の審理手続

行政不服審査法に規定する審理員が行う審理手続は次のとおりです。

- ① 処分庁等及び参加人への審査請求書の送付及び弁明書の提出要求(法第29条 第1項本文及び第2項,施行令第5条第1項)
- ② (該当ある場合) 利害関係人の参加許可(法第13条第1項及び第2項)
- ③ 審査請求人及び参加人への弁明書の送付(法第29条第5項,法第30条第1項及び第2項,施行令第6条第3項)
- ④ (該当ある場合)職権による執行停止の意見書の提出(法第40条)
- ⑤ 処分庁等及び参加人への反論書の送付(法第30条第3項,施行令第7条第3項)
- ⑥ (該当ある場合)争点の整理及び審理手続の申立てに関する意見聴取(法第37条第1項及び第3項)
- ⑦ (該当ある場合) 口頭意見陳述の実施(法第31条第1項)

- ⑧ (該当ある場合)証拠調べの実施(法第33条,第35条)
- ⑨ 審理手続の終結(法第41条第1項から第3項)
- ⑩ 審理員意見書の作成及び提出(法第42条)